

重要事項説明書

(2) 共済金をお支払いできない主な場合
次のような場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

- ①契約が無効であったとき、失効したとき、取消されたときまたは解除されたとき。
- ②共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または犯罪行為によって共済金の支払事由が生じたとき。
- ③被共済者の自殺行為または闘争行為によって共済金の支払事由が生じたとき。
- ④同居の親族、相続に係する親族との間で交通事故が生じたとき。
- ⑤被共済者が、法令に定められた運転資格を持たない状態で交通事故が生じたとき。
- ⑥被共済者が、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で交通事故が生じたとき。
- ⑦被共済者が、麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転または歩行ができないおそれがある状態で交通事故が生じたとき。
- ⑧被共済者が、有効な車検のない自動車もしくは有効な車検のない自動車排気量2500CC超の自動二輪車またはその他違法車両を運転し交通事故が生じたとき。
- ⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為その他これらに類似の事変または暴動等によって共済金の支払事由が生じたとき。
- ⑩核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因して共済金の支払事由が生じたとき。
- ⑪前号以外の放射線照射または放射能汚染に起因して共済金の支払事由が生じたとき。
- ⑫第⑨号から⑪号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故に起因して共済金の支払事由が生じたとき。
- ⑬地震もしくは噴火または津波に起因して生じた交通事故によって、この共済制度の計算の基礎に影響を及ぼすと本組合が認めたとき。
- ⑭試運転、訓練、競技または興行のため運行中の自動車等に搭乗中の事故。
- ⑮工場、土木作業場、採石場、炭鉱また鉱山の坑内で使われる交通機関に業務上関係する被共済者のその業務上の事故。
- ⑯クレーン車、フォークリフト、パワーシャベル、ブルドーザー、コンクリートミキサー等の工作用自動車の事故。

3. 付加できる主な特約とその概要

交通事故相互共済にご加入の方は「共済掛金クレジットカード支払特約」を付加することができます。

4. 共済期間と更新について

共済期間は、契約日から1年とします。また、共済契約は共済期間満了日の2か月末日前までに、本組合に共済契約を継続しない旨の通知をしない限りは、更新日において満95歳まで自動的に更新されます。

5. 引受条件

(1) 被共済者の範囲

- ①日本国内に居住する方
- ②本共済契約の被共済者となることに同意している方
- ③新規共済契約時の契約年齢が満1歳以上満80歳未満である方
- ④共済契約更新時の契約年齢が満95歳未満である方
- ⑤共済契約者、および共済契約者の三親等内の血族、配偶者および三親等内の姻族。
- ⑥共済契約者の従業員およびその従業員の三親等内の血族、配偶者および三親等内の姻族。
- ⑦共済契約者が法人の場合は次のとおりとします。
 1. 法人の代表者、役員および従業員
 2. 法人の代表者、役員および従業員の三親等内の血族、配偶者および三親等内の姻族。
- ⑧健康で正常に就業、または健康で正常に日常生活を営んでいる方

(2) 共済金額

共済金額については、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

お申込み前に、「契約概要」「注意喚起情報」および「個人情報保護の取扱いについて」を必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。

この「契約概要」はご契約に際し、特に重要な事項を記載したものです。お申込み前に必ずご一読のうえ、内容を十分にご確認ください。本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては後日お送りする「交通事故相互共済ドライブメイトご加入のしおり」および「総合保障・医療保障ご加入のしおり」を十分ご確認ください。特に「共済金をお支払いできない主な場合」等、お客様にとって不利益となる部分については、特にご確認ください。

契約概要（交通事故相互共済）

1. 共済のしくみ

ユニヴァ共済協同組合（以下、「本組合」といいます。）が行う「交通事故相互共済」は日本国内で、保障の対象となる方（以下「被共済者」といいます。）、同乗者、および相手方が交通事故による偶然な事故により、死亡した場合や、入院に備える保障制度です。各保障内容の詳細等については「2.保障内容」をご確認ください。

2. 保障内容

2024年4月1日以降に加入した方は自動で「自転車搭乗中等補償特約」が付帯されております。

(1) 共済金をお支払いする主な場合

共済金の種類	支払事由	支払額
死亡共済金	被共済者が日本国内で、自動車等を運転中（この場合は、被共済者、同乗者および相手方を「被災者」という。）、自動車等に同乗中（この場合は、被共済者を「被災者」という。）、および自動車等に乗車していない場合（この場合は、被共済者を「被災者」という。）において、責任開始日以後に発生した交通事故を原因として、当該事故の日から180日以内に被災者が死亡したとき。	600万円
後遺障害共済金	被共済者が日本国内で、自動車等を運転中（この場合は、被共済者、同乗者および相手方を「被災者」という。）、自動車等に同乗中（この場合は、被共済者を「被災者」という。）、および自動車等に乗車していない場合（この場合は、被共済者を「被災者」という。）において、責任開始日以後に発生した交通事故を原因として、当該事故の日から180日以内に被災者が組合所定の後遺障害状態に該当し、回復の見込みがないとき。	後遺障害状態の等級に応じて死亡共済金額の100%～4%
入院共済金	被共済者が日本国内で、自動車等を運転中（この場合は、被共済者、同乗者および相手方を「被災者」という。）、自動車等に同乗中（この場合は、被共済者を「被災者」という。）、および自動車等に乗車していない場合（この場合は、被共済者を「被災者」という。）において、責任開始日以後に発生した交通事故を原因として、当該事故の日から180日以内に被災者が6日以上入院をしたとき。	12万円

本組合における共済金の支払は、共済証書に記載の死亡共済金額を限度とし、通算支払額が限度額に達したときは、共済契約は消滅します。

3. 個人情報の管理

本組合は、お客様の個人情報の管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏えい等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

4. 機微（センシティブ）情報の取扱い

本組合は、適切な業務運営を確保するために、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で、お客様の健康状態・身体の障害状況、過去の病歴等の機微（センシティブ）情報を取得しますが、業務上必要と認められる目的以外のためには利用いたしません。

5. 個人情報の外部への提供

本組合は、次の場合を除いて、保有するお客様の個人情報を外部へ提供しません。

- (1) お客様の同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 上記利用目的の達成に必要な範囲内において、本組合代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- (5) 共済制度の健全な運営に必要であると考えられる場合

6. 共同利用

本組合は取得した個人情報を共同利用することがあります。共同利用に関する公表事項は次のとおりです。

- ①共同して利用する個人データの項目：組合員番号／住所／氏名／電話番号／メールアドレス／登録日／解約日／各種共済契約の内容／ボーナス達成状況／ポイント状況／ボーナス認定者氏名／BC番号
- ②共同して利用する者の範囲：
 - ・株式会社ナチュラループラス
 - ・ナチュラループラス会員（HCA）
- ③共同して利用する者の目的：
 - ・株式会社ナチュラループラスからのボーナスの支払いに関する事項
 - ・ナチュラループラス会員のビジネス活動をサポートするための登録、購買実績
 - ・株式会社ナチュラループラスからのボーナス状況などの情報の提供
 - ・上記の他、株式会社ナチュラループラスのプライバシーポリシーに定める利用目的
http://www.naturally-plus.com/jp/ja/others/privacypolicy/
- ④管理責任者：ユニヴァ共済協同組合

7. 個人情報の開示・訂正等

本組合は、お客様から個人情報の開示・訂正等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別な理由がない限り、お客様ご本人であることの確認を行ったうえで、適切に対応させていただきます。当組合の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談などは、下記までお問い合わせください。
【お問い合わせ窓口】 ユニヴァ共済協同組合
【電話番号】0800－888－8877
【受付時間】平日10:00～17:00(土・日・祝日、夏季休業、年末年始は除く)

8. 委託先の監督

本組合は、お預かりした個人情報の処理を利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。これらの第三者は、十分な個人情報のセキュリティ水準にあることを確認のうえ選定し、契約等を通じて必要かつ適切な監督を行います。

9. プライバシーポリシーの改訂

プライバシーポリシーは事前に予告なく改訂させていただきます場合があります。改訂されたプライバシーポリシーは公式ホームページで公開いたします。
2017年10月1日制定
ユニヴァ共済協同組合
代表理事 佐野 敦彦

- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- ④共済契約者または共済金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとして認められること。

- (3) 前号までに掲げるもののほか、この共済契約を継続することを期待しえない事由と同等の事由がある場合。

お客様の相談窓口について

本組合はご加入の皆様により一層のご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の「お客様相談窓口」にて、ご相談および苦情の受付を行っております。

※お申出内容によっては、ご本人様確認をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

- ユニヴァ共済協同組合お客様相談窓口
TEL：0800－888－8877

〒106-0032
東京都港区六本木3-16-35 イースト六本木ビル2F
受付時間 10：00～17：00
（土・日・祝日・夏季休業・年末年始を除く）

ご加入の皆様からの相談・苦情等につきましては本組合で丁寧かつ迅速な対応を行う事といたしておりますが、ご納得いただけない場合は下記の中立的な第三者機関へ紛争解決の申し立てを行う事ができます。

- 神奈川県弁護士会 紛争解決センター
TEL：045－211－7716

〒231-0021
神奈川県横浜市中区日本大通9番地（神奈川県弁護士会館内）
受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）
10：00～12：00 13：00～17：00

上記、総合紛争解決センターに紛争解決の申し立てを行った際の申立手数料は本組合にて負担させていただきます。ただし、交通費や紛争解決後のご加入者様負担分の成立手数料は、お客様の負担となりますのでご了承ください。

個人情報保護の取扱いについて

本組合は、お客様の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、従業員等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

1. 個人情報の利用目的

- 本組合は、お客様の個人情報を、次の目的の範囲内で利用させていただきます。なお、この利用目的の範囲を超えて取扱う場合、およびお客様の個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客様ご本人の同意をいただいたうえで行います。
- (1) 各種共済契約のお引受け・ご継続・維持管理
 - (2) 共済金等のお支払い
 - (3) 本組合・関連会社・提携会社の各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
 - (4) 再共済契約の締結、再共済契約に基づく通知、再共済金の請求
 - (5) 本組合業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - (6) 組合員資格のご継続・維持管理
 - (7) その他共済に関連・付随する業務

2. 個人情報の取得

本組合は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報（氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等）を取得します。主な取得方法としては、申込書等による入手や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話その他通信媒体等を通じて入手する方法があります。

6. 共済掛金について

共済掛金については、パンフレット、申込書等の該当箇所をご確認ください。

（1）共済掛金の払込方法

共済掛金の払込方法は、口座振替払い若しくはクレジットカード払いのどちらかを選択するものとします。

■口座振替払いの注意点

月々の共済掛金の支払方法として、口座振替払いを選択された場合、出資金および第1回共済掛金は、第2回共済掛金と合算してお支払頂くこととなります。

（2）共済掛金の払込期間

共済掛金の払込期間は、共済期間と同一とします。

7. 契約者割戻について

本共済契約は、契約者割戻しはありません。

8. 解約返戻金について

本共済契約は、解約返戻金はありません。

<div> <div></div> <div>契約概要（総合保障・医療保障）</div> </div>
<div> <div></div> <div>1. 共済のしくみ</div> </div> <p>本組合が行う「総合保障・医療保障」は被共済者が、傷害や疾病により死亡した場合や入院、手術をした場合に備える保障制度です。各保障内容の詳細については「2.保障内容」をご確認ください。</p>

2. 保障内容

（1）共済金をお支払いする主な場合

<div> <div></div> <div>① 交通事故による死亡共済金、重度障害共済金</div> </div>	
<div> <div></div> <div>合（以下「支払事由」といいます。）共済金を支払う場合</div> </div> <p>共済金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）被共済者が共済期間内に発生した交通事故を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度障害状態に該当したとき。</p>	
<div> <div></div> <div>② 不慮の事故（交通事故を除く）による死亡共済金、重度障害共済金</div> </div>	
<div> <div></div> <div>支払事由</div> </div> <p>被共済者が共済期間内に発生した事故（交通事故を除く）を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度障害状態に該当したとき。</p>	
<div> <div></div> <div>③ 病気による死亡共済金、重度障害共済金</div> </div>	
<div> <div></div> <div>支払事由</div> </div> <p>被共済者が共済期間内に発病した病気を直接の原因として、共済期間内に死亡または重度障害状態に該当したとき。</p>	
<div> <div></div> <div>④ 交通事故による後遺障害共済金</div> </div>	
<div> <div></div> <div>支払事由</div> </div> <p>被共済者が共済期間内に発生した交通事故を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害状態に該当したとき。</p>	
<div> <div></div> <div>⑤ 不慮の事故（交通事故を除く）による後遺障害共済金</div> </div>	
<div> <div></div> <div>支払事由</div> </div> <p>被共済者が共済期間内に発生した事故（交通事故を除く）を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害状態に該当したとき。</p>	

<div> <div></div> <div>⑥ 入院共済金</div> </div>	
<div> <div></div> <div>支払事由</div> </div> <p>被共済者が共済期間内に発病した病気または発生した事故を直接の原因として病院または診療所等に治療のための入院をしたとき。 なお、病気の場合は共済期間内の入院のみを対象とし、事故の場合は事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院を対象とします。</p>	
<div> <div></div> <div>⑦ 入院一時共済金</div> </div>	
<div> <div></div> <div>支払事由</div> </div> <p>被共済者が共済期間内に発病した病気または発生した事故を直接の原因として病院または診療所等に治療のために60日以上入院をして退院したとき。 なお、病気の場合は共済期間内の入院のみを対象とし、事故の場合は事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院を対象とします。</p>	
<div> <div></div> <div>⑧ 手術共済金</div> </div>	
<div> <div></div> <div>支払事由</div> </div> <p>被共済者が共済期間内に発病した病気または発生した事故を直接の原因とした治療を直接の目的として病院または診療所等で手術を受けたとき。 なお、病気の場合は共済期間内の手術のみを対象とし、事故の場合は事故の日からその日を含めて180日以内の手術を対象とします。</p>	

- （2）共済金をお支払いできない主な場合**
- この共済契約が無効であったとき、失効したとき、取消されたときまたは解除されたとき。**
 - 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意によって共済金の支払事由が生じたとき。**
 - 共済契約者、被共済者または共済金受取人の犯罪行為によって共済金の支払事由が生じたとき。**
 - 契約日から2年以内の被共済者の自殺または自殺行為によって共済金の支払事由が生じたとき。**
 - 被共済者の死刑または私闘によって共済金の支払事由が生じたとき。**
 - 被共済者が、法令に定められた運転資格を持たない状態で共済金の支払事由が生じたとき。**
 - 被共済者が、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で共済金の支払事由が生じたとき。**
 - 被共済者が、麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転または歩行ができないおそれがある状態で共済金の支払事由が生じたとき。**
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、テロ行為その他これらに類似の事変または暴動等によって共済金の支払事由が生じたとき。**
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因して共済金の支払事由が生じたとき。**
 - 前号以外の放射線照射または放射能汚染に起因して共済金の支払事由が生じたとき。**
 - 第⑨号から第⑪号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故に起因して共済金の支払事由が生じたとき。**

3. 付加できる主な特約とその概要

総合保障・医療保障にご加入の方は「共済掛金クレジットカード支払特約条項」「特別条件付共済特約条項」を付加することができます。

4. 共済期間と更新について

共済期間は、契約日から1年とします。また、共済契約は共済期間満了日の2か月末日前までに、本組合に共済契約を継続しない旨の通知をしない限りは、更新日において満80歳まで自動的に更新されます。

5. 引受条件

（1）被共済者の範囲

①日本国内に居住する方。

- ②この共済契約の被共済者となることに同意している方。
- ③新規共済契約時の契約年齢が満6歳以上満75歳未満である方。
- ④共済契約更新時の契約年齢が満80歳未満である方。
- ⑤共済契約者および共済契約者の三親等内の血族、配偶者および三親等内の姻族。
- ⑥共済契約者の従業員およびその従業員の三親等内の血族、配偶者および三親等内の姻族。
- ⑦共済契約者が法人の場合は次のとおりとします。
 - 法人の代表者、役員および従業員
 - 法人の代表者、役員および従業員の三親等内の血族、配偶者および三親等内の姻族。

- ⑧健康で正常に就業、または健康で正常に日常生活を営んでいる方
- ⑨加入申込日において、以下のいずれにも該当しない方
 - 現在病気やけがの治療中の方、または検査や治療が必要と指摘されている方、もしくは検査中の方
 - 過去1年間に同一の疾病（本組合が異常分娩と認めた分娩を含みます。）または傷害（以下本条において「傷病」といいます。）により14日以上入院または通院をされた方もしくはその必要があると診断された方
 - 過去1年間に手術を受けたことのある方もしくはその必要があると診断された方
- ⑩加入申込日において、本組合が規定する慢性疾患に関し、次のいずれにも該当しない方
 - 医師により治療を受けている方
 - 医師によりその疾患であると診断された方、またはその疾患の治療の必要があると診断された方
 - 薬を常用されている方
- ⑪加入申込日において本組合が規定する加入できない職業に従事していない方

（2）特別条件について

共済契約に付ける特別条件は、その危険の程度に応じて、次の各号のいずれか1つまたは2つの方法によります。

- ①特別保険料領収法
普通共済掛金に本組合の定める特別掛金を加算した金額を払い込むべき掛金とします。
- ②共済金削減法
普通共済約款に定める共済金支払額に本組合の定める削減割合を乗じた金額を共済金支払額とします。
- ③特定部位・指定疾病不担保法
本組合が指定した部位に生じた疾病の治療または本組合が指定した疾病の治療を目的とする入院、手術については、共済金を支払いません。ただし、本組合が定めた不担保期間の満了の日を含んで継続して入院したときは、不担保期間満了の日の翌日に入院を開始したものとみなします。

（3）共済金額

共済金額については、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6. 共済掛金について

共済掛金については、パンフレット、申込書等の該当箇所をご確認ください。

（1）共済掛金の払込方法

共済掛金の払込方法は、口座振替払い若しくはクレジットカード払いのどちらかを選択するものとします。

■口座振替払いの注意点

月々の共済掛金の支払方法として、口座振替払いを選択された場合、出資金および第1回共済掛金は、第2回共済掛金と合算してお支払頂くこととなります。

（2）共済掛金の払込期間

共済掛金の払込期間は、共済期間と同一とします。

7. 契約者割戻について

本共済契約は、契約者割戻しはありません。

8. 解約返戻金について

本共済契約は、解約返戻金はありません。

<div> <div></div> <div>注意喚起情報</div> </div>
--

1. お申込みの撤回等について（クーリング・オフ）

共済契約者は、既に申込みをした共済契約について、申込書の受領日または告知書の受領日のいずれか遅い日から、その日を含めて20日を経過するまでは、書面により共済契約の申込みを取消しすることができます。この場合、共済契約はそのお申込みが無かったものとして取扱い、すでに払込まれた共済掛金がある場合には、これを返戻します。

2. 告知義務の内容

- 共済契約者および被共済者には、本組合が被共済者に関し加入申込書および告知書で質問した事項について、事実を正確に告知しなければならない義務（告知義務）があります。故意または重大な過失によって加入申込書・告知書に事実と異なる記載をされた場合、または重大な事実を告知されなかった場合には、本組合は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。ご契約を解除した場合は、共済金の支払事由が発生していても共済金をお支払できません。特に被共済者の年齢・性別・職業・告知事項については十分にご注意ください。
- 告知書にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。口頭でお話をされていても、告知していただいた事にはなりませんので、必ずご記入を頂きますようお願いいたします。ご記入内容によっては契約をお断りする場合、または特認条件などの条件を付帯してお引受することがあります。また、本組合の募集人や本組合の委託した募集人が共済契約の申込後に、共済契約の申込内容についてご確認をさせて頂くことがあります。

3. 責任開始日・契約日について

（1）責任開始日について

本組合は、共済契約の申込みを承諾することを条件として、申込書の受領日または告知書の受領日のいずれか遅い日の翌月1日（以下「責任開始日」といいます。）より共済契約上の責任を負います。

（2）契約日について

責任開始日を契約日とし、共済期間はその日を含めて計算します。

4. 共済金をお支払いできない主な場合

交通事故相互共済、および総合保障・医療保障の「契約概要」の「2.保障内容（2）共済金をお支払いできない主な場合」に記載されておりますので、必ずご確認ください。

5. 共済掛金の払込猶予期間および共済契約の無効、失効、復活等

- 第1回共済掛金の払込猶予期間は、責任開始日の属する月の翌々月初日から翌々月末日までとします。
- 前項の払込猶予期間内に第1回共済掛金が払い込まれない場合は、申込まれた共済契約は無効となります。
- 第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、責任開始日の月単位の応当日の属する月の末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）の翌月初日から翌々月末日までとします。
- 共済掛金が払込猶予期間満了日までに払い込まれない場合には、共済契約は、最初に共済掛金が払い込まれなかった払込期月の責任開始日の月単位の応当日に遡って失効します。
- 本組合は、前項の規定により、共済契約が失効となった日以後に生じた共済金の支払事由について共済金を支払いません。
- 共済契約の復活は取扱いません。

6. 解約と解約返戻金の有無

共済契約者はいつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。なお、本共済契約は、解約返戻金はありません。

7. 重大事由による解除

共済契約者、被共済者または共済金の受取人が、次のいずれかに該当する時、本組合は共済契約を将来に向かって解除することができます。

- 共済契約者または共済金受取人が、共済金の搾取することを目的に事故を起こした場合。
- 共済契約者、被共済者または共済金の受取人が、次のいずれかに該当するとき。

①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。